

平成5年度地下水の水質の測定に関する計画

水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき地下水の水質の測定に関する計画を定める。

1 調査の種類

(1) 概況調査

県内の全体的な地下水質の概況を把握するために実施する。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査により、環境基準健康項目が検出された場合、その汚染範囲を確認するために実施する。

(3) 定期モニタリング調査

汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的な監視等、経年的な変化を把握するために定期的に実施する。

(4) 定点監視調査

地下水質の経年的な変化を把握するために実施する。

2 調査地点

調査は概況調査40地点、定期モニタリング調査48地点および定点監視調査2地点において実施する。

なお、汚染井戸周辺地区調査は汚染の状況に応じて必要な調査を実施する。

	概況調査	汚染井戸周辺地区調査	定期モニタリング調査	定点監視調査
調査地区数	40	汚染の状況 に応じて必 要な調査を 実施する。	16	2
調査地点数	40		48	2
調査回数	2回/年		2回/年	2回/年
調査機関	福井県	福井県	福井県	建設省

3 調査方法

(1) 調査地点の選定

1 概況調査

昭和48年行政管理庁告示第143号に定める基準地域メッシュの標準地域

メッシュ第1次地域区画コードを基準に、その区画内を4等分した区画（5kmメッシュ）を調査対象区域とし、その区域内の地下水の利用状況、人口分布および工場・事業場の立地状況を考慮し井戸を選定する。（なお、選定にあたっては、調査対象区域をさらに1kmメッシュに区切り、過去に調査を実施していない地区の井戸を選定する。）

2 汚染井戸周辺地区調査

汚染井戸を中心として概ね2kmにおいて必要な地点を選定する。

3 定期モニタリング調査

汚染区域内において概ね5地点を選定する。

4 定点監視調査

継続的な監視が可能な地点を選定する。

(2) 調査期間

調査は平成5年4月から平成6年3月までとする。

(3) 調査回数

概況調査、定期モニタリング調査および定点監視調査の調査回数は年2回とする。

汚染井戸周辺地区調査は地区ごとに年1回とする。

4 採取方法

試料の採取は、地下水の水温が一定となった後採取する。なお、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物用試料については、共栓付きガラスびんを使用して泡立でないよう静かに採取し、気泡が残らないよう満水にして密栓する。

5 測定項目

測定項目は調査の種類ごとに下記に掲げる項目とする。

(1) 概況調査

1 環境基準健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン

(2) 汚染井戸周辺地区調査

1 環境基準健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレンのうち、概況調査により汚染の確認された項目について調査する。

2 その他の項目

Mアルカリ度、塩素イオン、硫酸イオン、ナトリウムイオン、カルシウムイオン、その他必要な項目

(3) 定期モニタリング調査

汚染井戸周辺地区調査により汚染の確認された項目について調査する。

(4) 定点監視調査

1 環境基準健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン

6 測定方法

測定方法は「別表2」に定める方法とする。

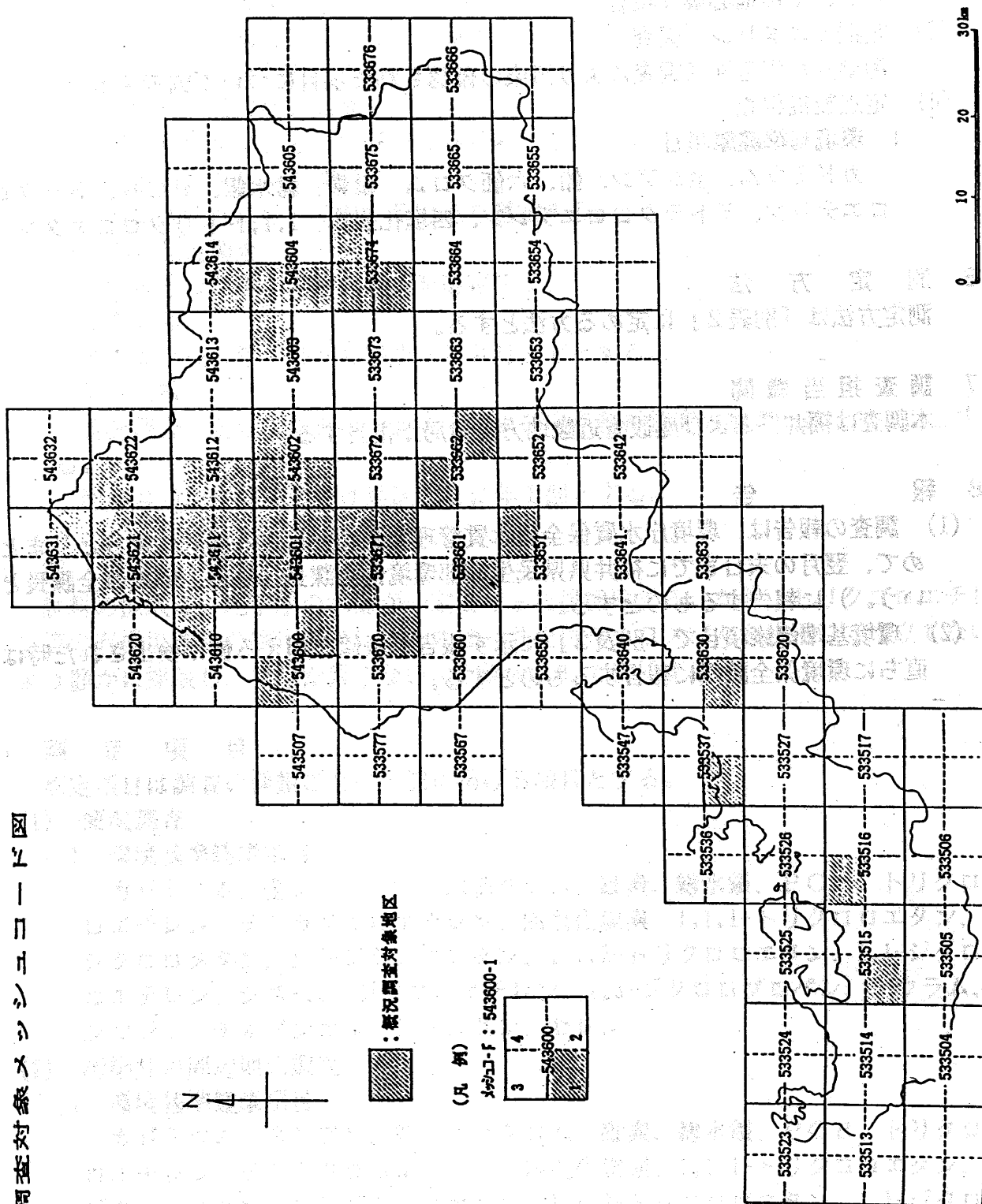
7 調査担当機関

本調査は福井県および建設省近畿地方建設局が担当する。

8 報告

- (1) 調査の報告は、環境庁水質保全局水質管理課長通知による様式によりとりまとめて、翌月の末日までに福井県県民生活部環境保全課長（以下、環境保全課長という。）に報告するものとする。
- (2) 環境基準健康項目で「別表2」に示す報告下限値を超える値が検出された時は、直ちに環境保全課長に報告するものとする。

調査対象メッシュコード図



地域別・調査項目別検体数

調査名	地域別調査地点	調査項目																合計		
		環境基準健康項目																		
		Cd	CN	Pb	Cr	As	T	P	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	四塩化炭素	1,1,1,2-クロロエタン	ジクロロメタン	1,1,2-ジクロロエタン	1,1,2,2-クロロエタン	シマジン	チオベンカルブ		ベンゼン	セレン
概況調査	地域	調査地点数																環境基準健康項目		
	福島市	1	0																	
	東京市	1																		
	武蔵市	1																		
	小浜市	2																		
	大野市	3																		
	山形市	4																		
	鯖江市	3																		
	足羽郡	0																		
	吉田郡	2																		
	大野郡	0																		
	坂井郡	8																		
	今立郡	2																		
	南桑郡	1																		
	丹生郡	2																		
定額モニタリング調査	三方郡	1																		
	遠敷郡	1																		
	大坂郡	0																		
	(小計)	(40)	20	20	20	20	20	20	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	
	福島市	1																		
	坂井市	3																		
	武蔵市	2							38	24										
	大野市	7																		
	鯖江市	1							20	2										
	上志比村	1																		
定額モニタリング調査	高浜町	1																		
	(小計)	(48)							58	40	4	2								
	福島市	1							2	2	2	2								
	春江町	1							2	2	2	2								
合計	(2)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	44	
合計	90	24	24	24	24	24	24	24	142	124	88	86	80	80	80	80	80	80	1138	

[illegible]

調査地点			調査月	調査項目										校体数									
				環境			基準			健康項目													
				Cd	CN	Pb	Cr(VI)	As	T	P	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	四塩化炭素		ジクロロメタン	1,1,2,2-ジクロロエタン	1,1,1,1-ジクロロエタン	3,3,4,4-ジクロロブタン	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	環境基準健康項目
井戸番号 所在地 メッシュコード			321-004																			18	
			322-004	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	31
			(計 2地点)																				49
			361-007																				18
			361-008																				31
			362-007																				18
			363-007																				31
			363-008																				31
			364-007																				18
			365-005																				18
366-007																				18			
(計 8地点)																					183		
381-006			533662-3	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	31	
382-004			533662-2	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	31	
(計 2地点)																					62		
402-004			533651-4	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	31	
(計 1地点)																					31		
421-005			543600-2	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	31	
422-004			533670-2							2	2	2	2	2	2	2					18		
(計 2地点)																					49		
442-004			533537-1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	31	
(計 1地点)																					31		

[illegible]

[illegible]

定点監視調査

調査機関	調査地点			測定月	調査項目								検体数				
					環境基準健康項目												
					Cd	CN	Pb	Cr (VI)	As	Hg	P	C		B	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	四塩化炭素
調査担当者	井戸番号	所在地	メッシュコード	5, 11	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	環境基準健康項目
定建	201-K01	福井市	543601-2	5, 11	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	22
監設	365-K01	春江町	543611-4	"	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	22
*省	(計 2地点)																44

* 定点監視調査

(別表2)

測定方法

区分	項目	報告下限値 * (mg/l)	測定方法
環境基準健康項目	カドミウム		日本工業規格K0102(以下「規格」)55.2、55.3若しくは55.4に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号(以下「告示」)付表1に掲げる方法
	全シアン		規格38.1.2及び38.2に定める方法又は、規格38.1.2及び38.3に定める方法
	鉛		規格54.2、54.3若しくは54.4に定める方法又は告示、付表1に掲げる方法
	六価クロム		規格65.2に定める方法又は告示、付表1に掲げる方法
	砒素		規格61.2に定める方法又は告示、付表2に掲げる方法
	総水銀		告示、付表3に掲げる方法
	P C B		告示、付表5に掲げる方法
	ジクロロメタン		告示、付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
	四塩化炭素		日本工業規格K0125の5に定める方法又は告示、付表6の第1、第2若しくは第3に掲げる方法
	1,2-ジクロロエタン		告示、付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
	1,1-ジクロロエチレン		同上
	トリス-1,2-ジクロロエチレン		同上
	1,1,1-トリクロロエチレン		日本工業規格K0125の5に定める方法又は告示、付表6の第1、第2若しくは第3に掲げる方法
	1,1,2-トリクロロエタン		日本工業規格K0125の5に準ずる方法又は告示、付表6の第1、第2若しくは第3に掲げる方法
	トリクロロエチレン		日本工業規格K0125の5に定める方法又は告示、付表6の第1、第2若しくは第3に掲げる方法
	テトラクロロエチレン		同上
	1,3-ジクロロプロペン		告示、付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
	チウラム		告示、付表7に掲げる方法
	シマジン		告示、付表8の第1又は第2に掲げる方法
その他の項目	チオベンカルブ		同上
	ベンゼン		告示、付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
	セレン		規格67.2に定める方法又は告示、付表2に掲げる方法
	M-アルカリ度	0.5	日本工業規格K0101の13.1に掲げる方法
	塩素イオン	0.5	上水試験方法32.2
その他の項目	硫酸イオン	0.5	規格41.1に掲げる方法
	ナトリウムイオン	0.1	規格48.1に掲げる方法
項目	カルシウムイオン	0.1	規格50.2に掲げる方法

*：ただし環境基準健康項目の報告下限値は、環境庁水質保全局水質管理課長通知による数値とする。